

検討課題	具体的な問題事例	背景・現行制度上の制約等	要望
廃止届及び変更届の不徹底の解消	届出を指導しているにもかかわらず届け出ないため、営業実態が不明	・連絡が取れない工事店の場合、無届で移転しているため、指定取消基準に該当する。 ・しかし、指定取消処分を行うには行政手続法に則った聴聞が必要であるが、連絡も取れないため、処分の執行ができないのではないかと危惧している水道事業者も多い。 ⇒住所が不明の場合であっても、聴聞の案内を行政庁に掲示した日から2週間経過すれば、通知は本人に到達したものとみなせる(行政手続法第15条第3項)ことから、指定期日に聴聞に来なければ指定取消が可能。	指定工事店の更新制度の導入(日本水道協会)
	初めて現状調査を実施したところ、相当数の未届出数を確認		
	指定工事店一覧等から業者を選んでも連絡が取れないとの苦情の増加		
	該当者からの廃止・休止届の提出が無くては法的に対処できない		
優良指定工事店に関する情報提供など情報公開のあり方について	お客様はどの指定工事店に依頼して良いのかわからない	特定の工事店に関する情報や指定工事店ごとの給水装置施工件数、修繕工事施工件数等を公開することが、何らかの法律(個人情報保護法、情報公開法、宣伝関係の法律等)に触れるのではないかと危惧する水道事業者もある。	市民から水道事業者に対し、このような苦情が多いと聞いている
	お客様が修繕工事等の連絡をしても施工してくれない工事店がある		
	指定工事店と連絡が取れない場合も多い		
	お客さまからの優良業者に対する問い合わせの増加		
主任技術者・指定工事店に関するトラブルについて	同一の主任技術者が同時に多数の工事申請を提出	・現行法では主任技術者の果たすべき職務に支障がなければ現場を掛け持ちしても良いことになっているが、現状としては実際に主任技術者としての職務を果たしていない場合が多い。 ・工事代金の高額請求については民民間の問題でもあり、水道事業者の指導にも限界がある。	劣悪な指定店の取締り及び排除(管工事協同組合)
	主任技術者を普段雇用していない工事店が多数の市町村で指定		
	トラブル発生時の責任のなすりつけあい		
	一部の地元指定工事店が安価で緊急対応を行っており、費用負担の面から外部の業者との間に不公平が生じている		
	新設時に施工をした業者(主に地域外)に修繕を依頼しても拒否されたとのことお客さまの苦情の増加		
主任技術者・指定工事店からの高額請求の発生	メンテナンス専門業者からの高額請求の発生		
主任技術者・指定工事店の技術力低下を防ぐための研修充実について	法改正情報、新工法・新材料、事故事例等の水道事業者からの連絡事項が十分に周知されていない	・主任技術者試験には実技試験や製図に関する科目など、実地試験がない。 ・配水管からメータまでの工事については、水道法施行規則第36条において「技能を有する者」施行させることとなっているが、「技能を有する者」の定義が明確化されていないため、十分に徹底されていない。 ・給工財団の講習会があるが、1回35,000円と高いとの声もある。 ・主任技術者試験受験手数料は16800円と水道法施行令第13条第2項で規定(高いとの苦情あり) ・主任技術者試験の試験科目は水道法施行規則第30条で規定	・更新制度を導入し、更新時に自動車免許同様、研修を行えば解決するのではないか(日本水道協会) ・「技能を有する者」の位置付けの明確化により、受講率アップが期待できる(給工財団)
	工事申請書に添付する設計図面が書けない等、(主に主任技術者の)技術力の低下(白紙の申請書を持参し、窓口に行列を作る原因となる主任技術者もいる)		
	穿孔分岐ができない等、(主に配管技工の)技術力の低下		
	技術的に劣悪な指定工事店に対するお客さまからの苦情の増加		
指定取消に関する問題について	指定取消処分等の基準が市町村ごとに異なり、同じ違反でも市町村によって処分が違うなどの不平等が生じている	主任技術者免状返納の処分基準を参考に作成するよう、通知しているが、免状返納の処分基準は「返納」か「警告」しかないため、「指名停止〇ヶ月」など中間の処分基準の設定が困難	処分基準の明確化(横浜市)
無届工事	無届工事、名義貸し工事に伴うトラブルの増加	・指定工事店が施工した場合は、違反工事として処分を受けるが、無資格者が施工した場合には、罰則がなく、指定工事店からは不公平との声がある。 ・法第16条の2第3項ただし書きでは、構造材質基準に適合していれば指定店の施工でなくとも良いとしている。あくまで例外を想定した記述であるが、矛盾が生じていると解釈されるケースも多い。	市民からの苦情(電話)
自己認証のあり方	認証制度(特に自己認証)の仕組みについて十分理解していない水道事業者あり、自己認証品を認めない事例がある	平成9年7月の課長通知「給水装置の構造及び材質の基準の改正について」において、「・・・証明について、製造業者自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータ、作成した資料等によって行うことが自己認証と言われ、性能基準適合品であることの照明方法の基本となるものである。」とある。	メーカーからの苦情(電話)